

## 景観法等の施行に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、景観法（平成16年法律第110号）、矢板市景観条例（令和4年矢板市条例第28号）及び矢板市景観条例施行規則（令和4年矢板市規則第35号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(景観計画区域内における行為の届出)

第2条 規則第3条及び第7条第1項の景観計画区域内行為（変更）届出書は、別記様式第1号によるものとする。

- 2 前項の景観計画区域内行為（変更）届出書には、行為の種類に応じて、景観形成基準チェックシート（建物）（別記様式第2号）、景観形成チェックシート（工作物）（別記様式第3号）又は景観形成基準チェックシート（開発行為）（別記様式第4号）を添付するものとする。

(事前協議)

第3条 規則第4条第1項の景観計画区域内行為事前協議書は、別記様式第5号によるものとする。

- 2 規則第4条第3項の措置事項通知書は、別記様式第6号によるものとする。
- 3 規則第4条第4項の事前協議結果通知書は、別記様式第7号によるものとする。

(行為の完了等の届出)

第4条 規則第5条第1項の景観計画区域内行為完了（中止）届出書は、別記様式第8号によるものとする。

(届出等)

第5条 規則第7条第3項の景観計画区域内行為に対する勧告書は、別記様式第9号によるものとする。

2 規則第7条第4項の景観計画区域内行為実施通知書は、別記様式第10号によるものとする。

(適合通知)

第6条 規則第8条の景観計画区域内行為(変更)届出適合通知書は、別記様式第11号によるものとする。

(変更命令等)

第7条 規則第9条第1項の景観計画区域内行為に対する命令書は、別記様式第12号によるものとする。

2 規則第9条第2項の変更命令期間延長通知書は、別記様式第13号によるものとする。

3 規則第9条第3項の景観計画区域内行為に対する原状回復等命令書は、別記様式第14号によるものとする。

4 規則第9条第4項の身分証明書は、別記様式第15号によるものとする。

(景観重要建造物の指定の提案)

第8条 規則第10条第1項の景観重要建造物指定提案書は、別記様式第16号によるものとする。

2 規則第10条第1項の景観重要建造物提案合意書は、別記様式第17号によるものとする。

3 規則第10条第2項の景観重要建造物非指定通知書は、別記様式第18号によるものとする。

(指定の通知等)

第9条 規則第11条第1項の景観重要建造物指定通知書は、別記様式第19号によるものとする。

2 規則第11条第2項の景観重要建造物指定通知書は、別記様式第20号による

ものとする。

- 3 規則第11条第4項の矢板市景観重要建造物指定標識は、別記様式第21号によるものとする。

(現状変更の規制)

第10条 規則第12条第1項の景観重要建造物現状変更許可申請書は、別記様式第22号によるものとする。

- 2 規則第12条第2項の景観重要建造物現状変更許可書は、別記様式第23号によるものとする。

- 3 規則第12条第2項の景観重要建造物現状変更不許可通知書は、別記様式第24号によるものとする。

(原状回復命令等)

第11条 規則第13条第1項の景観重要建造物等原状回復等命令書は、別記様式第25号によるものとする。

(管理に関する命令又は勧告)

第12条 規則第14条及び第18条の景観重要建造物等の管理に関する命令書は、別記様式第26号によるものとする。

- 2 規則第14条及び第18条の景観重要建造物等の管理に関する勧告書は、別記様式第27号によるものとする。

(景観重要樹木の指定の提案)

第13条 規則第15条第1項の景観重要樹木指定提案書は、別記様式第28号によるものとする。

- 2 規則第15条第1項の景観重要樹木提案合意書は、別記様式第29号によるものとする。

- 3 規則第15条第2項の景観重要樹木非指定通知書は、別記様式第30号による

ものとする。

(指定の通知等)

第14条 規則第16条第1項の景観重要樹木指定通知書は、別記様式第31号によるものとする。

2 規則第16条第2項の景観重要樹木指定通知書は、別記様式第32号によるものとする。

3 規則第16条第3項の矢板市景観重要樹木指定標識は、別記様式第33号によるものとする。

(現状変更の規制)

第15条 規則第17条第1項の景観重要樹木現状変更許可申請書は、別記様式第34号によるものとする。

2 規則第17条第2項の景観重要樹木現状変更許可書は、別記様式第35号によるものとする。

3 規則第17条第2項の景観重要樹木現状変更不許可通知書は、別記様式第36号によるものとする。

(管理協定の縦覧)

第16条 規則第19条の管理協定に対する意見書は、別記様式第37号によるものとする。

(所有者の変更の場合の届出)

第17条 規則第20条の所有者変更届出書は、別記様式第38号によるものとする。

(台帳)

第18条 規則第21条の景観重要建造物台帳は、別記様式第39号によるものとする。

2 規則第21条の景観重要樹木台帳は、別記様式第40号によるものとする。

(報告の徴収)

第19条 規則第22条の景観重要建造物・樹木点検報告書は、別記様式第41号によるものとする。

(景観まちづくり団体)

第20条 規則第23条第2項の景観まちづくり団体認定申請書は、別記様式第42号によるものとする。

2 規則第23条第4項の景観まちづくり団体認定通知書は、別記様式第43号によるものとする。

3 規則第23条第6項の景観まちづくり団体認定取消通知書は、別記様式第44号によるものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。